

《第7号議案》

周桑農業協同組合宅地等供給事業実施規程の一部変更について

〔変更理由〕 宅地等供給事業実施規程の制定以降、一定期間が経過し、時代の変化とともに組合員の世代交代等が進展している状況に伴い、事業実施地区外への対応の必要性が高まっており、これらの状況に適切に対応する必要があることから、所要の変更を行うもの。

〔変更内容〕 下記新旧対照表のとおり。

周桑農業協同組合宅地等供給事業実施規程新旧対照表

(下線は変更部分を示す)

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第1条 　　(略) (事務所) 第3条</p> <p>(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u> 2 この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、</u>組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u> 3 この組合は、<u>第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>(事業の実施) 第5条 　　(略) (実施細目) 第11条</p>	<p>(目的) 第1条 　　(略) (事務所) 第3条</p> <p>(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は<u>定款第3条の区域とする。</u> 2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u> <p style="text-align: right;">(追加)</p></p> <p>(事業の実施) 第5条 　　(略) (実施細目) 第11条</p>

附 則

この規程の変更は、行政庁の承認を受けた日から効力を生ずる。